提出書類チェックシート(広島県)

		提出書類チェックシート(広島県)	1		
事	提出書類				
務処理関係書類	□ 申請書(正·副) □ 切空の由誌で 市新由議を決議 ナ 体会(紛会)の雑束組の写				
	□ 認定の申請又は更新申請を決議した集会(総会)の議事録の写し □ マンジョン 停申センターが発行する事前辞刊添会部(事前辞刊を帰げた場合のみ)				
	□ マンション管理センターが発行する事前確認適合証(事前確認を受けた場合のみ) □ 管理計画の変更内容チェックシート(変更認定申請の場合のみ)				
	日 年年1回の友文内各テエッソンート(友文弘を中部の場合のか)				
	一丁明丁級付チュノノン「「		関係規定		
	提出が必須である書類	必要に応じて提出が必要となる書類	(法施行規則第1 条の2第1項)		認定基準
認定基準関係書類	一管理者等を選任することを決議した集会(総会) の議事録の写し	※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及 びその定めるところにより監事が置かれたことを証する書類 (理事会の議事録の写し等)	第4 号 第5号	管理組合 1 の運営	(1) 管理者等が定めれれていること
	- 監事を置くことを決議した集会(総会)の議事録の写し	※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及 びその定めるところにより監事が置かれたことを証する書類 (理事会の議事録の写し等)	第6号		(2) 幹事が選任されていること
	─ 認定申請日の直近に開催された集会(総会)の 議事録の写し	年1回集会を開催できなかった場合の措置が図られたことが 確認できる書類	第7号		(3) 集会が年1回以上開催されていること
	□ 管理規約の写し				(1) 管理規約が作成されていること
			第9号	2 管理規約	マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること
					マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、 管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情 報の書面の交付(または電磁的方法による提供)につい て定められていること
	認定申請日の属する事業年度の直前の事業年 「度の集会において決議された管理組合の貸借 対照表及び収支計算書	※当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業 年度における集会において決議された収支予算書	第3号	。管理組合 3 の経理	(1) 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること
					(2) 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと
	当該直前の事業年度の各月において組合員が □ 滞納している修繕積立金の額を確認することが できる書類				(3) 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金
	認定申請日の属する事業年度の直前の事業年 一度の集会において決議された管理組合の貸借 対照表及び収支計算書				(3) の三ヶ月以上の滞納額が全体の一割以内であること
	□ 長期修繕計画の写し □ 当該長期修繕計画の作成又は変更を決議した 総会の議事録の写し	※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及 びその定めるところにより当該長期修繕計画を作成し、又は 変更したことを証する書類	第2号	長期修繕作 計画のび見 直し等	長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作 (1) 成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定さ れた修繕積立金額について集会にて決議されていること
	- 長期修繕計画の作成又は変更を決議した総会 の議事録の写し				(2) 長期修繕計画の作成または見直しが7年以内に行われていること
	「 長期修繕計画の写し	□ マンションの除却その他の措置の実施が予定されている場合は、その実施時期が議決された総会の議事録の写し等			長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30 (3) 年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回 以上含まれるように設定されていること
					(4) 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の 徴収を予定していないこと
		修繕積立金ガイドラインを基に設定する水準を下回る場合 □ は、専門家による修繕積立金の平均額が著しく低額でない旨 の理由書			長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額 (5) から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でない こと
					(6) 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること
	組合員名簿(区分所有者名簿)及び居住者名簿 を備えるとせれ、年一回以上更新していること でを確認することができる類気に入れる名章を えるとともに、年一回以上更新していることに関 する表明保証書等)		第8号		管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、 一年に一回以上は内容の確認を行っていること
	□ 要網樣式第1号		計画作成都道府 県知事等が必要 と認める書類		耐震診断を実施していること。ただし、その結果が「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第3項第一号の国土交通大臣が定める基準(2)に適合していない場合は、耐震改修工事の実施等について、管理組合の総会等で検討が行われていること(いずれ・昭和56年6月31日以前に建築基準法に基づく確認済証の交付及び着工されたマンションに限る。)
					土砂災害に対する擁壁の整備等の土砂災害対策の実施について、管理組合の総会等において検討が行われていること(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止(3)対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定前に建築基準法に基づく確認済証の交付及び着工されたマンションに限る。)
					ハザードマップ等により、マンションが立地している場所 (4) の災害リスク(洪水・土砂災害リスク等)を周知していること
					(5) 災害の種類に応じた避難場所及び避難経路を周知していること
					(6) 県や市町が行う防災の取組(マイ・タイムラインの作成 等)を周知していること